

# 京都府物価高騰保育所等臨時支援事業費交付金（こどもの給食臨時支援事業）交付 要綱

## （趣旨）

第1条 知事は、物価高騰が続く中、保育所等の利用者の経済的負担の軽減等のため、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

## （定義）

第2条 この要綱において、「保育所等」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- （2） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- （3） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた保育所
- （4） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所
- （5） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する認可外保育施設（ただし、居宅訪問型事業を除く）

## （交付対象事業等）

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）、交付対象者、基準額等については、別表に定めるとおりとする。

## （交付申請）

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

## （交付決定等）

第5条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付金について規則第6条に規定する交付決定及び規則第14条に規定する額の確定を同時に行うものとする。

## （実績報告）

第6条 規則第13条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

## （交付金の経理等）

第7条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を交付事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行し、令和5年度分の交付金から適用する。

## 別表

交付対象事業	交付対象者	交付率	基準額	交付要件	事業対象期間
①こどもの給食臨時支援事業 物価高騰下においても、子どもたちの健やかな成長を守るため、給食に係る保護者負担の軽減策を臨時的に実施する。	給食を提供している保育所等の運営者のうち、 ①私立の保育所等を運営する者 ②公立の保育所等を運営する市町村長	①10/10以内 ②1/2以内	令和5年7月5日時点の在籍児童1人当たり1,000円 (令和5年7月5日以降に新たに保育所等を運営し、給食を提供する施設にあっては申請日時点の在籍児童1人当たり1,000円)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に給食費の値上げをしないこと(既に値上げをしていた場合、本事業の交付額又は利用者への年間値上げ額のうち、いずれか低い額を利用者へ返金すること)	令和5年7月5日から令和5年10月31日まで